



共生社会をめざして

障害者の方への主な福祉施策

市で行っている障害者の方への主なサービスや助成制度についてご案内します。
 なお、介護保険と重複する場合は介護保険が優先される場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

◆障害福祉課 保サービスについて(☎042-438-4034)
 助成制度について(☎042-438-4035)

事業	内容など
助成	自動車燃料費の助成 在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 自ラ運転：身体障害者手帳1～4級 同居家族が運転：身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひ者(児)・進行性筋萎縮症者 【助成額】月額3,000円(二輪車1,500円) ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※タクシー料金助成との重複不可
	タクシー料金の助成 在宅の身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度の方がタクシーを利用するときの料金の一部を助成 【助成額】月額3,000円 ※所得超過者・施設入所者などは非該当 ※自動車燃料費助成との重複不可
	自動車運転教習費の助成 身体障害者手帳1～3級(内部障害は4級、下肢または体幹に係る障害は4・5級で歩行困難なものを含む)、愛の手帳所持者で、適性検査に合格した方が普通運転免許を取得する場合の教習費用の一部を助成 ※所得制限あり
	自動車改造費の助成 身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を助成 ※所得制限あり
手当	心身障害者福祉手当 身体障害者手帳1～4級・愛の手帳1～4度の方、脳性まひ・進行性筋萎縮症の方 ※所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	特別障害者手当 20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2程度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月を超えて入院しているときなどは非該当
	障害児福祉手当 20歳未満で身体障害者手帳1・2級の一部、愛の手帳1・2程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 ※所得超過者・施設入所者などは非該当
	難病者福祉手当 治療が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病医療費助成制度による⑥医療券を所持している方および店頭てんかんに罹患している方
	重度心身障害者手当 重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 ※所得超過者・施設入所者・病院などに3カ月を超えて入院しているとき・新規申請時65歳以上の方などは非該当
	心身障害者医療費の助成 心身障害者に対し医療費の一部を助成 身体障害者手帳1・2級(内部障害は3級を含む)または愛の手帳1・2度の方 ※所得制限あり ※新規申請時65歳以上の方・医療保険未加入などの方は非該当
医療	自立支援医療費(更生医療)支給 身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を支給 ※所得に応じて自己負担あり・一定所得以上の方は非該当の場合あり ※18歳以上の身体障害者手帳所持者
	自立支援医療費(精神通院)支給 精神疾患により、医療機関に通院する際の医療費の一部を支給 ※所得に応じて自己負担あり・一定所得以上で「重度かつ継続」に該当しない場合は非該当
	難病医療費などの助成 東京都が定める難病などに該当し、認定基準を満たす方に対し、医療費の一部を助成 ※所得に応じて自己負担あり
	原子爆弾被爆者援護 居住者変更届などの受理
障害福祉サービス	介護給付費・訓練等給付費・障害児通所給付費などの支給 居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童発達支援、放課後等デイサービス、グループホームの利用、自立訓練、就労支援、計画相談支援などに係る費用の一部を支給 ※支給要件あり ※自己負担あり
	計画相談支援 上記サービスなどを利用するに当たり、課題の解決や適切なサービス利用ができるよう、「サービス等利用計画案」を相談支援事業所が作成
	移動支援利用助成 外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成 ※支給要件あり ※自己負担あり
	生活サポート利用助成 日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用の一部を助成 ※支給要件あり ※自己負担あり
	日中一時支援利用助成 日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確保するための費用の一部を助成 ※支給要件あり ※自己負担あり
	地域活動支援センター利用助成 地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成 ※支給要件あり ※自己負担あり

事業	内容など
補装具費・日常生活用具など	補装具費の給付 身体障害者(児)の身体的機能を直接的に補い日常生活を容易にするため、補装具の購入・修理費の一部を給付 ※身体障害者手帳所持者 ※支給要件あり ※自己負担あり
	日常生活用具の給付 在宅の重度の心身障害者(児)・難病患者などに対し、日常生活を容易にするため、日常生活用具を給付。介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、居宅生活動作補助用具(小規模改修) ※身体障害者手帳または愛の手帳を所持する在宅の重度障害者・難病患者など ※支給要件あり ※自己負担あり
	住宅設備改善費の給付 学齢児以上の在宅の重度障害者(児)で肢体に係る障害がある方(上肢、下肢または体幹に係る障害の程度が1・2級)および補装具として車椅子の交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費(中規模改修など)を一定限度額内で給付(65歳以上一部除外) ※自己負担あり
	中等度難聴児補聴器購入費の助成 身体障害者手帳の交付の対象とならない中等度難聴児の言語取得やコミュニケーション能力などの向上を促進するため、補聴器の新規購入費の一部を助成 ※支給要件あり ※自己負担あり
	手話通訳者派遣 聴覚および言語障害者に対し、意思の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣
介護・日常生活の援助	要約筆記者派遣 聴覚障害者に対し、意思の疎通を円滑にするため要約筆記者を派遣
	重度脳性麻痺者介護 重度脳性まひ者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) ※重度の脳性まひ者で身体障害者手帳1級を有する20歳以上の方(利用回数月12回 [※])
	心身障害者(児)施設緊急一時保護 障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養などにより介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊) ※支給要件あり ※自己負担あり
	巡回入浴サービス 入浴することが困難な在宅の重度心身障害者(児)に対し、巡回入浴車による入浴サービスを実施 ※身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方(週1回) ※介護保険対象者を除く
	重度身体障害者緊急通報システム 一人暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 ※18歳以上の一人暮らしなどの重度身体障害者
	移送サービス 身体に障害を持つため外出が困難な車椅子利用者などに車椅子のまま乗車できる自動車の運行を実施(ハンディキャブけやき号) ※車椅子を使用しなければ歩行が困難なお方および重度の視覚障害者 ※利用条件・運行範囲あり
相談	障害者総合支援センター「フレンドリーセンター」
	相談支援センターえぼっく 身体障害・知的障害・精神障害・発達障害に関する相談 月～金曜日：午前9時～午後6時30分、土・日曜日：午前9時～午後0時30分 ※日曜日は発達障害の相談のみ。 要予約(☎042-452-0075・FAX042-452-0076)
	地域活動支援センターハーモニー 主にこころの障害のある方の相談 月・火・木・金曜日：午前10時～午後7時30分、水曜日：正午～午後6時、土曜日：午前10時～午後6時 (☎042-452-2773・FAX042-452-2774)
	障害者就労支援センター一歩 コーディネーターによる就労面と生活面の支援の提供 月～金曜日・第1土曜日：午前9時～午後5時 ※要予約(☎042-452-0095・FAX042-452-0096)
その他	地域活動支援センター・保谷障害者福祉センター 身体障害者を対象とした相談 月～金曜日：午前9時～午後5時(☎042-463-9861・FAX042-463-9862)
	障害福祉課保谷庁舎窓口 障害福祉サービスなどに係る相談など 月～金曜日：午前8時30分～午後5時(☎042-438-4034・FAX042-423-4321)
	ヘルプカードの配布 障害のある方に、災害時や日常生活の中で困ったときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのヘルプカードを配布 ※配布対象者要件あり
障害者サポーター養成講座の開催 ヘルプカードについての説明など ※定期的に開催	
市役所内に手話通訳者の設置 障害福祉課(保谷庁舎1階)に手話通訳者を設置 第2水曜日：午後1時～5時	
家具類転倒防止器具の支給 心身障害者世帯に、住宅内の家具の転倒防止器具を支給 ※支給要件あり	